

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 総務課		093－582－2013			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
本庁舎エレベーター保守業務委託	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 北九州支店	12,777,600	令和6年3月29日	契約の相手方は、本庁舎のエレベーター設備の製作図面、制御ソフトの著作権・特許権等を保有し、高度な技術力と専門技術者を有し、三菱電機製エレベーターの保守代理店である。 また、本業務はエレベーター設置より長期間使用に掛る定期交換部品や軽微な修繕を含んでいるフルメンテナンス契約であり、本業務に唯一対応できる業者である。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	
室町駐車場（公用車駐車場部分）管理業務委託	小倉都心部パーキングマネジメント共同事業体	10,516,382	令和6年3月28日	室町駐車場は1階～8階までの建物で、公用車駐車場（5階以上）を総務局総務課が、市営駐車場（1階市営駐車場～4階）を都市交通政策課が管理している。この室町駐車場の管理業務は都市交通政策課が市営駐車場部分について指定管理者制度（委託先・小倉都心部パーキングマネジメント共同事業体）を導入している。 この室町駐車場の管理室は1つしかなく、管制機器も市営駐車場部分と共用であり、施設の管理上の問題から一体的に管理することが不可欠であるため、「小倉都心部パーキングマネジメント共同事業体」と特命随意契約を結ぶこととするもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 法制課		093－582－2131			
件 名	契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	契 約 金 額 (円)	契 約 締 結 日	随 意 契 約 と し た 具 体 的 な 理 由	根拠 法令 ※	予 定 価 格 (円)	備 考
文書管理システム及び電子 決裁システム保守運用業務	株式会社日立製作所九州支 社 北九州支店	27,999,840円	令和6年3月28日	現在稼働している文書管理システムは、株式会社日立製作 所が作成したパッケージソフトウェアであり、排他的にライ センスを保持している。 このため、保守運用業務に必要な技術的情報は、当該業者 しか持ちえず、これらの情報が無ければ保守運用の業務の実 施は不可能である。 また、他社に当該業務を委託した場合、事故等があった時の 責任の所在等に問題が発生する危険があり、当該業者に委託 することが必要である。 その為、当該事業者を特命するもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性がある)	
令和5年度文書管理システ ム個別改修	株式会社日立製作所九州支 社 北九州支店	2,200,000円	令和5年10月3日	現在稼働している文書管理システムは、株式会社日立製作 所が作成したパッケージソフトウェアであり、排他的にライ センスを保持していることから、他社に委託することができ ないため、当該事業者を特命するもの。	自治法 施行令 第2号	2,469,000円	
文書管理システムマニユアル 作成作業	株式会社日立製作所九州支 社 北九州支店	2,640,000円	令和5年10月3日	現在稼働している文書管理システムは、株式会社日立製作 所が作成したパッケージソフトウェアであり、排他的にライ センスを保持していることから、他社に委託することができ ないため、当該事業者を特命するもの。	自治法 施行令 第2号	2,963,000円	
メールセンター管理運営業 務	西部運輸株式会社 北九州支店	39,999,960	令和6年3月27日	本契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続 きの特例を定める政令（平成7年政令372号）の適用案件 であり、一般競争入札として、令和6年1月26日入札、3 月1日再入札を行ったが、落札に至らず、いずれも予定価格 と入札金額の乖離が大きく、入札不調とし、入札を終了し た。 本件は、入札にあたって、北九州市公報で入札参加者を募 集するも、入札、再入札ともに、西鉄運輸株式会社北九州支 店の一社のみであった。 今後、一般競争入札として、入札参加者を公募しても、新 たな参加希望者の見込みは少なく、履行期間の開始日が迫 っているため、入札に必要な期間が担保できない。 ついては、唯一の入札参加者である西鉄運輸株式会社北九 州支店を契約者とし、随意契約を行うもの。	自治法 施行令 第8号	39,999,998	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 文書館		093-561-5558			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令※	予定価格 (円)	備考
令和6年度北九州市立文書館閲覧室等管理業務	株式会社レインズ	2,389,200	令和6年3月19日	5社による指名競争入札を実施（2回、2回目は2者）したが、予定価格の範囲内で入札した業者がおらず、2回目の入札で最も低い額で入札した1社と随意契約を締結したもの。	自治法 施行令 第8号	2,389,200	
令和6年度北九州市立文書館清掃業務	株式会社アスカ商事	1,782,000	令和6年3月19日	4社による指名競争入札を実施（2回）したが、予定価格の範囲内で入札した業者がおらず、2回目の入札で最も低い額で入札した1社と随意契約を締結したもの。	自治法 施行令 第8号	1,799,600	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 平和のまちミュージアム事務局	093-592-9300				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
北九州市平和のまちミュージアム360度シアター新映像制作業務委託	株式会社トータルメディア開発研究所	1,999,800	令和6年3月7日	今回制作する映像は、「360度シアター」という特殊な環境で放映するものであり、この放映については、 ・6台のプロジェクターで投影し、前後2つのブロックに分けて同時にデータサーバーから同期された映像を送出するための「映像制御プログラム」、360度継ぎ目のない映像を展開するための「映像ブレンド制御プログラム」、円形スクリーンに投影するための「映像変形プログラム」等、当館専用で開発されたプログラムが多数使用されており、これを他社が操作することは困難である。 ・これらのプログラムの特許・著作権は、㈱トータルメディア開発研究所が有しており、他社への開示は出来ない。 これらの理由により、当該業務の履行について、当館の展示工事も行い、既存の映像の制作も行った、㈱トータルメディア開発研究所に業務を委託するものである。	自治法 施行令 第2号	1,999,800	
北九州市平和のまちミュージアム映像スクロール等修正業務委託	株式会社トータルメディア開発研究所	1,996,500	令和6年3月7日	本業務は、北九州市平和のまちミュージアム内に既設の展示映像、スクロール、グラフィック等をもとに、その修正や更新等を行うものである。 当事業者は、令和4年4月19日に開館した平和のまちミュージアムの展示制作業務委託を受託しており、常設展示のグラフィック制作、映像制作を行ったため、修正元となる画像データ、映像データ、コンピュータプログラムのデータや知識を保持しており、これを他社が操作することは困難である。また、立体に映像を投影する「プロジェクションマッピング」や、タッチパネルで画像を表示する「スクロール」には当事業者の開発によるプログラムが使用されており、これを他社に開示することはできない。 以上の理由により、当該業務の履行については、株式会社トータルメディア開発研究所に業務を委託するものとする。	自治法 施行令 第2号	1,996,500	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 女性の輝く社会推進室		093-582-2209			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
北九州イクボス同盟PR・加盟促進事業	株式会社サイズラーニング	3,795,000	令和5年10月4日	本事業は、「イクボス」「北九州イクボス同盟」の認知度を高め、より多くの企業・団体の加盟に繋げるとともに、北九州イクボス同盟に加盟している企業向けの研修教材を充実させることでエンゲージメントを高め、北九州イクボス同盟の価値を向上させることを目的としている。 本業務の実施にあたっては、女性活躍やワーク・ライフ・バランス、イクボスの推進等の働き方の見直しに関して、専門的かつ高度な知識や情報をもつ事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施した。 選定委員会において「事業実施にあたっての基本的な考え方」「運営業務の企画・実施方法」「業務遂行能力・実施体制等の妥当性」「経済性」について採点の結果、㈱サイズラーニングが本業務を実施するのにふさわしいと認められるため、協議の上、随意契約を締結した。	自治法 施行令 第2号	3,800,000	
ジェンダー平等の実現に向けた調査・研究ツール作成業務委託	公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム	1,815,000	令和5年10月18日	（公財）アジア女性交流・研究フォーラムは、令和4年度にジェンダー平等の実現に向けた調査・研究として、「北九州市における無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する市民意識調査」を実施し、北九州市におけるジェンダー平等を阻害する要因であるアンコンシャス・バイアスの実態を明らかにした。 本事業は、上記の調査・研究結果を踏まえ、アンコンシャス・バイアス解消に向けた実証実験ツールを作成するものであることから、令和4年度に調査を実施したフォーラム以外に、他に業務を履行できる者がいないため、特命随意契約を行ったもの。	自治法 施行令 第2号	1,815,000	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 人事課		093-582-2203			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令※	予定価格 (円)	備考
北九州市人事例規集データ更新委託業務	株式会社ぎょうせい	単価 27,000円/件	令和5年12月13日	人事例規集のデータ更新を行うに当たっては、当初のデータベースの構築、例規の制定改廃情報の蓄積等を必要とする。 本市の人事例規集については、（株）ぎょうせいがデータベースを構築し、同社が著作権を有しているとともに、これまでの本市の例規の制定改廃情報の蓄積を基に追録を発行している。 このようなことから、同社以外の者が受託した場合、適切な業務の履行確保が困難であるため、競争入札に適さず、よって随意契約とするもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で継続性がある）	単価契約 予定総額 1,217,700円
令和6年度から令和8年度 北九州市職員研修運営等業務	株式会社東京リーガルマインド	96,000,000	令和6年3月26日	令和6年度から令和8年度の本市職員研修運営等業務は、企画提案方式で企画提案を募集し、評価基準に基づき総合的に最も優れた提案を行った業者を選定し、業務委託を行うこととした。 公募に対して4事業者から企画提案があり、企画提案書を評価基準に基づき審査した結果、株式会社東京リーガルマインドが委託先として適正な評価を得た。同社を委託候補社として決定し、委託業務の詳細について協議した結果、契約について合意に至ったため、株式会社東京リーガルマインドと特命随意契約により委託契約を締結するものである。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で継続性がある）	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 給与課		093-582-2222			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
2023年末調整に向けた庶務事務システム改修業務	富士電機ITソリューション株式会社 福岡支店	5,500,000	令和5年11月17日	庶務事務システムは、富士電機（当時は富士電機システムズ）のパッケージをもとに本市向けにカスタマイズし構築したシステムである。 当該システムの改修を行う本業務を履行できる者は、パッケージの開発業者であり、本市向けカスタマイズ及び構築を行った富士電機ITソリューション株式会社のみであるため。	自治法 施行令第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	
臨職嘱託サブシステム 報酬改定に伴うシステム改修業務	富士電機ITソリューション株式会社 福岡支店	2,750,000	令和5年12月11日	臨職・嘱託サブシステムは庶務事務システムのサブシステムであり、庶務事務システムは富士電機（当時は富士電機システムズ）のパッケージをもとに本市向けにカスタマイズし構築したシステムである。 当該システムの改修を行う本業務を履行できる者は、パッケージの開発業者であり、本市向けカスタマイズ及び構築を行った富士電機ITソリューション株式会社のみであるため。	自治法 施行令第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	
庶務事務システム 振替計算処理改修業務	富士電機ITソリューション株式会社 福岡支店	1,633,500	令和6年2月28日	庶務事務システムは、富士電機（当時は富士電機システムズ）のパッケージをもとに本市向けにカスタマイズし構築したシステムである。 当該システムの改修を行う本業務を履行できる者は、パッケージの開発業者であり、本市向けカスタマイズ及び構築を行った富士電機ITソリューション株式会社のみであるため。	自治法 施行令第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 給与課		093-582-2222			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
人事給与システム運用保守業務	株式会社ニシコン	36,295,248	令和6年3月22日	本業務は、株式会社ニシコンが構築し、平成21年10月から稼働している人事給与システムの運用保守業務であり、職員情報の管理及び給与支給計算を行うためにシステム障害、人事異動、組織改正、制度改正等に迅速に対応して、的確なシステムの運用・保守を行う必要がある。 確実にこれらの業務を履行できる者は、システム構築業者である株式会社ニシコンのみであるため。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	
庶務事務システム運用保守業務	富士電機ITソリューション株式会社 福岡支店	9,617,520	令和6年3月28日	本業務は、富士電機（当時は富士電機システムズ）のパッケージをベースに本市の制度や運用に応じたカスタマイズを行い、平成21年10月から稼働している庶務事務システムの運用保守業務である。 業務の履行にあたっては、パッケージ及びカスタマイズの仕様を把握し、システム障害、人事異動、組織改正、制度改正等に迅速に対応して、的確なシステムの運用・保守を行う必要がある。 確実にこれらの業務を履行できる者は、パッケージを所有し、本市仕様のカスタマイズを行った富士電機のみであるため。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 福利課		093-582-2226			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和6年度福利厚生システムの運用保守業務	株式会社ニッセイコム 西日本支社	15,840,000	令和6年3月31日	本業務は、福利厚生システムの運用保守を行うもので、システム運用操作に対する確認・問い合わせ対応、障害発生時の対応、本システムが稼働する市システム基盤の担当事業者との調整等を主な内容としている。 この福利厚生システムは、株式会社ニッセイコムが開発業者であり、著作権を持つ開発業者以外がプログラムメンテナンス等の運用保守を行うことはできない。 また、株式会社ニッセイコムは、福利厚生関連の業務内容も熟知しているため、他の開発業者に比べ効率的・経済的な業務委託の履行が可能であり、経費も削減できる。	自治法 施行令 第6号	16,690,212	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 地域振興課		093-582-2111			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
松ヶ江北市民センターZEB化改修工事設計支援業務委託	備前グリーンエネルギー株式会社	2,664,860	令和5年10月5日	「松ヶ江北市民センターZEB化改修工事」の実施設計に当たり、既存建築物のZEB化には多くの技術的課題があり、地元受注業者のみで実施設計を行うことは困難であることから、ZEB化に精通する事業者からの技術的支援が必要となる。 「松ヶ江北市民センターZEB化改修」の基本設計（可能性調査を含む）を行った備前グリーンエネルギー株式会社は、ZEB化を達成するためのノウハウ・知識を最も有しており、同社と契約することにより、技術的な一貫性を確保しつつ、かつ、コストを最小限に抑えることができる。	自治法 施行令 第2号	2,700,000	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 区政推進課		093-582-2107			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
戸籍法改正に伴う基幹系端末用A3プリンタ導入業務	株式会社九州日立システムズ北九州支店	3,300,000	令和6年1月26日	当該業務は、戸籍法改正に伴い、戸籍事務内連携システムを利用する基幹系端末の設置場所（各区役所市民課）において、A3プリンタの設置及び基幹系端末とのネットワーク設定（出力設定）を実施するものである。 本業務を実施するためには、基幹系端末システム及びそのネットワーク環境を熟知している必要があり、これを構築・運用管理している事業者しか履行できない。 株式会社九州日立システムズ北九州支店は、令和4年12月6日契約締結の「令和4年度基幹系端末等システムの借入れ及び保守」契約にて、借入れ元の三菱HCキャピタル株式会社より基幹系端末システムの保守業者として指定されているため、当該業者と随意契約するもの。	自治法 施行令 第2号	3,434,750	
住民記録システム・CS等データ連携機能保守運用業務委託	株式会社RKKCS	15,400,000	令和5年12月1日	本契約は、平成30年12月28日付で契約締結した「住民記録システム・CS等データ連携機能保守運用業務委託」が令和5年11月末で満了となり、引き続き令和8年3月末まで使用するため、委託契約の延長を行うものである。 保守運用業務委託を行うことに際し、対象となる住民記録システム・CS等データ連携機能は株式会社RKKCSが構築したものであり、株式会社RKKCS以外のものと契約した場合、障害発生時の原因究明等の対処が困難となり、業務の履行が達成できなくなる。 上記理由から、当該業者と特命随意契約を締結するもの。	自治法 施行令 第6号	15,400,000	

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 区政推進課		093－582－2107			
件 名	契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称	契 約 金 額 (円)	契 約 締 結 日	随 意 契 約 と し た 具 体 的 な 理 由	根拠 法令 ※	予 定 価 格 (円)	備 考
窓口受付番号発券機等保守業務	株式会社明光商会九州支店	1,320,000	令和5年10月1日	本契約は、平成30年9月25日付で契約締結した「窓口受付番号発券機等賃貸及び保守業務」契約及び平成30年11月30日付で契約締結した「窓口受付番号発券機に係る専用置台・無停電電源装置等賃貸及び保守業務」契約が令和5年9月末で終了となり、令和6年9月末まで窓口受付番号発券機等の賃貸借（再リース）契約をすることとなったため、別途、保守契約を締結するもの。前回契約は「JA三井リース九州株式会社」と保守を含めた機器の賃貸借契約をしていたが、契約延長の場合、機器の賃貸借に保守を含むことができず、「JA三井リース九州株式会社」とは機器の賃貸借のみの契約しかできないため、保守契約を切り離して別事業者との契約が必要となった。 既存の機器は、株式会社明光商会の製品を使用しており、システム障害等が起こった場合、株式会社明光商会以外での業務履行は困難である。 上記の理由から、株式会社明光商会と特命随意契約を締結するもの。	自治法 施行令 第6号	1,320,000	
戸籍総合システム運用保守業務委託	富士フィルムシステムサービス株式会社	23,966,244	令和6年3月29日	戸籍総合システムは、富士フィルムシステムサービス株式会社が開発したパッケージシステムを、同社がさらに本市に合わせて改修したシステムであり、著作権を有するものである。 保守運用業務を行うことに際し、仮に著作権を市が買取り、富士フィルムシステムサービス株式会社以外の者に保守業務（システム改修業務）を委託した場合、責任区分が不明確になり、障害発生時の原因究明・修正などの対処が困難になるなど業務の履行を達成できなくなる。 本システムを安定的に稼動維持するため、上記理由から富士フィルムシステムサービス株式会社と特命随意契約を行うもの。	自治法 施行令 第6号	24,926,352	
戸籍証明書ソフトウェア保守業務委託	富士フィルムシステムサービス株式会社	1,683,000	令和6年3月29日	戸籍証明書ソフトウェア（戸籍コンビニ証明書発行システム）は、富士フィルムシステムサービス株式会社が開発したパッケージシステムであり、同社が著作権を有するものである。 保守運用業務を行うことに際し、仮に著作権を市が買取り、富士フィルムシステムサービス株式会社以外の者に保守業務（システム改修業務）を委託した場合、責任区分が不明確になり、障害発生時の原因究明・修正などの対処が困難になるなど業務の履行を達成できなくなる。 本システムを安定的に稼動維持するため、上記理由から富士フィルムシステムサービス株式会社と特命随意契約を行うもの。	自治法 施行令 第6号	2,051,280	

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先	総務市民局 区政推進課	093-582-2107
-----------	-------------	--------------

件 名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備 考
窓口受付番号発券機等保守 業務	株式会社明光商会九州支店	1,320,000	令和6年3月29日	本契約は、平成30年9月25日付で契約締結した「窓口受付番号発券機等賃貸及び保守業務」契約及び平成30年11月30日付で契約締結した「窓口受付番号発券機に係る専用置台・無停電電源装置等賃貸及び保守業務」契約が令和5年9月末で終了となり、令和6年9月末まで窓口受付番号発券機等の賃貸借（再リース）契約をすることとなったため、別途、保守契約を締結するもの。 前回契約は「JA三井リース九州株式会社」と保守を含めた機器の賃貸借契約をしていたが、契約延長の場合、機器の賃貸借に保守を含むことができず、「JA三井リース九州株式会社」とは機器の賃貸借のみの契約しかできないため、保守契約を切り離して別事業者との契約が必要となった。現在、保守契約は令和6年3月末まで締結しており、4月以降も既存の窓口受付番号発券機等を継続して使用するにあたり、安定したサービスを稼働するため引き続き保守契約が必要である。既存の機器は、株式会社明光商会の製品を使用しており、システム障害等が起こった場合、株式会社明光商会以外での業務履行は困難である。 上記の理由から、株式会社明光商会と特命随意契約を締結するもの。	自治法 施行令 第6号	1,320,000	
住民基本台帳ネットワーク システム及び関連システム に係る保守運用業務委託	株式会社九州日立システム ズ北九州支店	28,556,000	令和6年3月29日	当該業務は本市の住民基本台帳ネットワークシステム及び関連システムに係る保守運用の業務である。 住民基本台帳ネットワークシステムについて、当該業者である株式会社九州日立システムズ北九州支店は、令和5年11月30日契約締結の「住民基本台帳ネットワークシステムサーバ機器等の借入れ及び保守業務（再リース）」契約にて、借入れ元の三菱HCキャピタル株式会社より保守業者として指定されている。 また、関連システムであるネットワーク機器及び統合端末について、同社は、令和3年12月17日契約締結の「住民基本台帳ネットワークシステムにおけるネットワーク機器・統合端末等の借入れ及び保守業務」契約にて借入れ元の三菱HCキャピタル株式会社より保守業者として指定されている。 これらの関連システムは互いに密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対応が困難になるなど業務の履行を達成できない。そのため、当該業者しか業務を履行することができない。	自治法 施行令 第6号	29,053,530	

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 区政推進課		093-582-2107			
件名	契約の相手方の 商号又は名称	契約金額 (円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠 法令 ※	予定価格 (円)	備考
各区役所市民課キャッシュレス決済増設業務	九州カード株式会社	2,026,530	令和6年3月18日	当該業務は各区役所市民課のキャッシュレス決済端末の増設に係る業務である。 当該業務については、令和5年3月にキャッシュレス決済端末の導入業務を請け負った九州カード株式会社が、本市独自の仕様で端末の設定を行っていることから、当該業者しか業務を履行することができない。	自治法 施行令 第2号	2,026,530	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 市民活動推進課		093-641-9360			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
ふるさと納税を活用した協働のまちづくり推進事業 ガバメントクラウドファンディング業務委託	READYFOR株式会社	寄付額の17% (税別)	令和5年10月10日	プロジェクト達成率が95%と高く、プロジェクト認定団体のファンドレイジング能力の向上を通じて本事業適用終了後も自立して活動を継続できるよう育成する伴走支援等が可能なGCFサイト運営事業者がREADYFOR株式会社一社に限られており、加えて寄附型・社会貢献事業でのクラウドファンディングに最も定評があるため。	自治法 施行令 第2号	1,122,000	(クラウドファンディング目標額最大2,000,000円×3プロジェクト) 6,000,000円×17%×(消費税) 1.1=1,122,000円

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 生涯学習総合センター		093-571-2735			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和6年度 生涯学習センターエレベーター保守点検業務委託	株式会社日立ビルシステム 西日本支社 北九州統括営業所	3,577,200	令和6年3月28日	フルメンテナンス契約であるため。 (平成16年3月2日付け北九建都建保第45号及び北九建道技第175号の発注基準による)	自治法 施行令第2号	非公表 (特命随意契約で継続性がある)	
令和6年度 若松生涯学習センター管理運営業務	共同企業体 グループA2K 代表企業 朝日建物管理株式会社 九州支店	11,292,788	令和6年3月28日	若松生涯学習センターは若松市民会館との複合施設であり、事務室を同じくする市民会館が指定管理制度を導入していることから、生涯学習センターを市民会館と一体的に維持管理することで、より効率的な業務の履行が見込めるため、市民会館の指定管理者に委託するもの。	自治法 施行令第2号	非公表 (特命随意契約で継続性がある)	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 安全・安心推進課		093-582-2866			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
客引き行為等対策巡視員補助業務	特定非営利活動法人 日本ガーディアン・エン ジェルズ	2,109,000	令和5年12月13日	本業務は、小倉北区繁華街区域における違法な客引き行為を、条例に基づいて取り締まる「北九州市客引き行為等対策巡視員」に同行し、その巡視・取締りを補助するものである。 条例違反者への対応が必要となる本業務については、平成17年の北九州支部開設以降、同地区における治安維持のノウハウと豊富な実務経験を積み、区域内の客引きについて相当の情報を持つNPO法人ガーディアン・エンジェルズに委託するもの。	自治法 施行令 第2号	2,300,001	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		総務市民局 消費生活センター		093-871-0428			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和6年度北九州市消費生活相談等業務委託契約	北九州市消費生活相談員協会	66,458,910	令和6年3月26日	消費生活相談等業務は、市民等から寄せられる消費生活に関する様々な相談を適切に処理すること及び消費生活に関する市民啓発を行うこととしている。 これらの業務遂行にあたる者は、消費生活相談員等の公的資格を有する人材を多く確保する必要がある。また、業務内容の性質上、消費者と事業者のあっせんを行う場合があり、株式会社など利害関係が生じる恐れのある企業等への委託は好ましくない。 よって、公的資格を有する者で構成された市内唯一の団体である北九州市消費生活相談員協会以外に本業務を実施できる団体はないため、当該団体と特命随意契約を締結した。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号